

(25) 過去の幼児教育の義務教育化に関する中央教育審議会の答申

今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について

(昭和46年6月11日中央教育審議会答申)(抄)

1 人間の発達過程に応じた学校体系の開発

現在の学校体系について指摘されている問題の的確な解決をはかる方法を究明し、漸進的な学制改革を推進するため、その第一歩として次のようなねらいをもった先導的な試行に着手する必要がある。

(1) 4, 5 歳児から小学校の低学年の児童までを同じ教育機関で一貫した教育を行うことによって、幼年期の教育効果を高めること。

(中略)

教育の機会均等をいっそう徹底するため、就学前教育および後期中等教育の段階まで義務教育の年限を拡張すべきだとの意見がある。本審議会としては、国民に就学の義務を課することは、その教育の目標とするものが全国民の教育として必須のものであり、すべての者に例外なくその履修を求める必要があり、その実施によって就学上・財政上その他の点に重大な支障が生じない場合に限るべきであると考える。したがって、就学前教育については、将来、その普及と内容の充実および基本構想Ⅰの1による先導的試行の成果を見定めたうえで、これを義務教育とする必要と可能性を検討すべきであるが、後期中等教育の段階は、一律に就学の義務を課するよりも、さまざまな教育の機会を確保するとともに、その就学のための諸条件を整備することによって、その趣旨の実現をはかるのが先決であると考える。

新しい時代の義務教育を創造する

(平成17年10月26日中央教育審議会答申)(抄)

○ このほか、幼稚園や高等学校を義務教育の対象とするなど義務教育の年限を延長すべきとの意見、義務教育への就学年齢を引き下げ5歳児からの就学とすべきとの意見なども出されたが、これらについては、学校教育制度全体の在り方との関係など慎重に検討すべき点があること、義務教育に関する意識調査の結果ではこれらの事項について賛成する割合が全体として低かったことなども踏まえ、今後引き続き検討する必要がある。

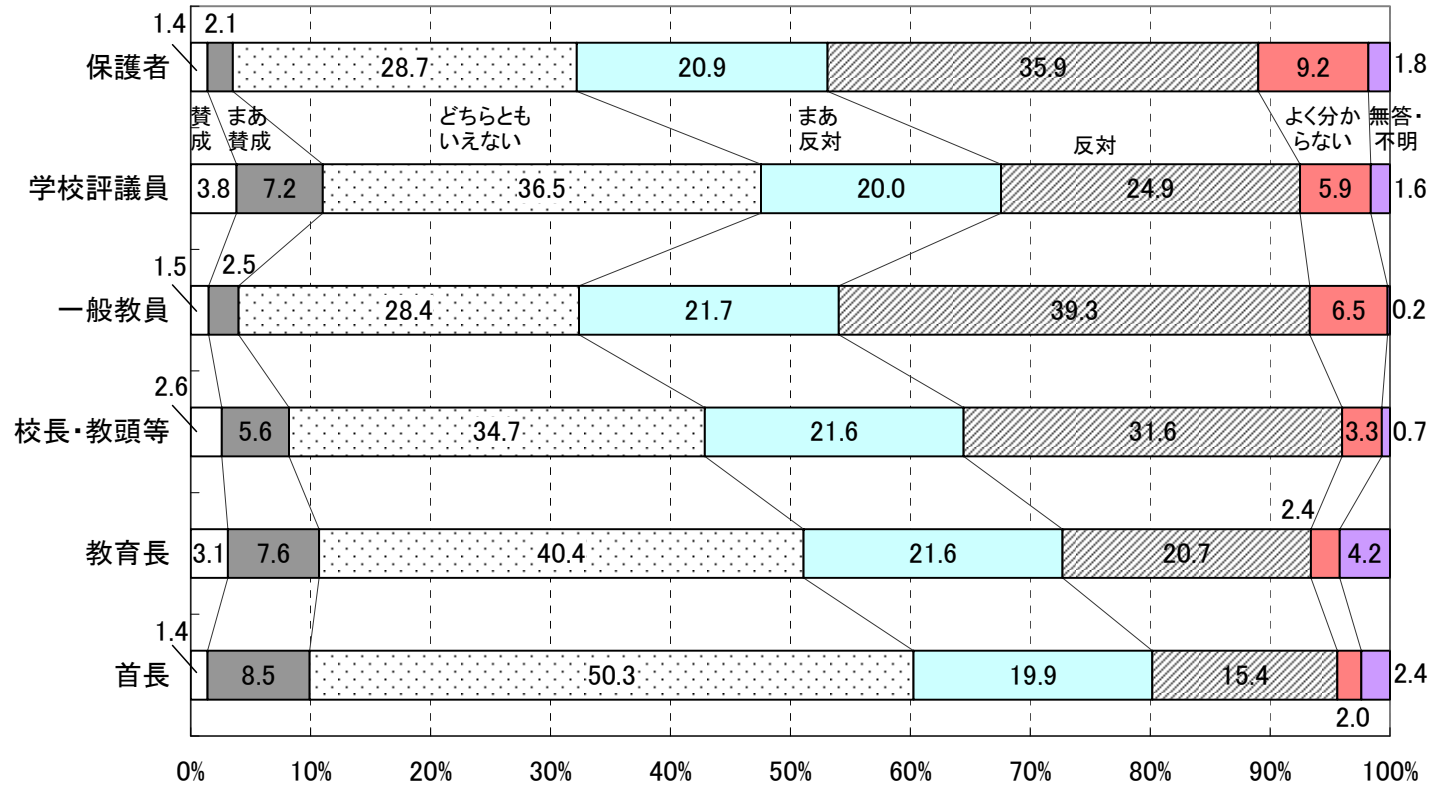
教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について

(平成19年3月10日中央教育審議会答申)(抄)

義務教育の年限については、これを延長すべきとの意見も出されたが、現在の制度は国民の間に定着しており、延長する場合には多額の財政負担が必要となることから、国民的合意を要する事項である。このため、学校教育制度全体の在り方も踏まえ、長期的な視点で検討する必要がある。

(26) 5歳児と義務教育に関する保護者等の意識

小学校への入学年齢を5歳にする

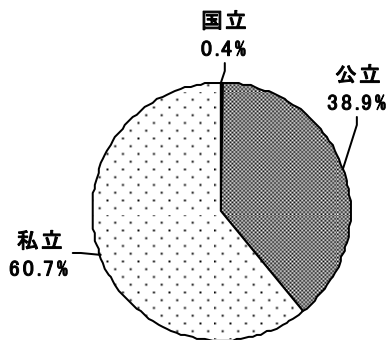


※ 数値は左から「賛成」「まあ賛成」「どちらともいえない」「まあ反対」「反対」「よく分からない」「無答・不明」の値(%)

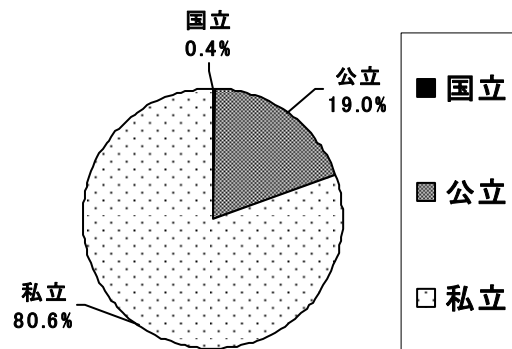
(出典)義務教育に関する意識調査 報告書(平成17年11月)(文部科学省委嘱調査)

(27) 国公立別幼稚園数・在園児数

国公立別幼稚園数の割合



国公立別在園児数割合(3~5歳児)



(平成20年5月1日現在:学校基本調査)

区 分	合 計	国 立	公 立	私 立
幼 稚 園 数 (園)	13,626 100%	49 0.4%	5,301 38.9%	8,276 60.7%
在 園 児 数				
計 (人)	1,674,163 100%	6,374 0.4%	318,550 19.0%	1,349,239 80.6%
3 歳 児 (人)	427,135 100%	1,265 0.3%	42,699 10.0%	383,171 89.7%
うち前年度間入園者数(人)	34,795 100%	0 0.0%	333 1.0%	34,462 99.0%
4 歳 児 (人)	602,105 100%	2,572 0.4%	120,828 20.1%	478,705 79.5%
5 歳 児 (人)	644,923 100%	2,537 0.4%	155,023 24.0%	487,363 75.6%
教員数(本務者) (人)	111,223 100%	335 0.3%	24,741 22.2%	86,147 77.5%

(注) ・四捨五入の関係上、合計が100%にならない場合がある。
 ・「前年度間入園者数」は、前年度の満3歳の誕生日以降に入園した幼児数である。

(28) 経済財政改革の基本方針 2008(骨太の方針)(平成20年6月27日 閣議決定)(抄)

第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築

2. 未来を切り拓く教育

- ・ 幼児教育の将来の無償化について、歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討しつつ、当面、就学前教育についての保護者負担の軽減策を充実するなど、幼児教育の振興を図る。

(29) 持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」
(平成20年12月24日閣議決定)(抄)

II. 国民の安心強化のための社会保障安定財源の確保

2. 安心強化と財源確保の同時進行

国民の安心強化と持続可能で質の高い「中福祉」の実現に向けて、年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策について、基礎年金の最低保障機能の強化、医療・介護の体制の充実、子育て支援の給付・サービスの強化など機能強化と効率化を図る。このため、別添の工程表で示された改革の諸課題を軸に制度改正の時期も踏まえて検討を進め、確立・制度化に必要な費用について安定財源を確保した上で、段階的に内容の具体化を図る。

3. 安心と責任のバランスの取れた財源確保

(2) この際、国・地方を通じた年金、医療、介護の社会保障給付及び少子化対策に要する公費負担の費用について、その全額を国・地方の安定財源によって賄うことを理想とし、目的とする。

このため、2010年代半ばにおいては、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに要する費用をはじめ、上記2.に示した改革の確立・制度化及び基礎年金、老人医療、介護に係る社会保障給付に必要な公費負担の費用を、消費税を主要な財源として安定的に賄うことにより、現世代の安心確保と将来世代への責任のバランスを取りながら、国・地方の安定財源の確保への第一歩とする。

具体的には、上記の社会保障給付及び少子化対策に要する費用の状況や将来見通し、財政健全化の状況等を踏まえて、税制の抜本改革法案の提出時期までに、その実施方法と合わせて決定する。

III. 税制抜本改革の全体像

1. 税制抜本改革の道筋

(2) 消費税収が充てられる社会保障の費用は、その他の予算とは厳密に区分経理し、予算・決算において消費税収と社会保障費用の対応関係を明示する。具体的には、消費税の全税収を確立・制度化した年金、医療及び介護の社会保障給付及び少子化対策の費用に充てることにより、消費税収はすべて国民に還元し、官の肥大化には使わない。

(30) 所得税法等の一部を改正する法律(平成21年3月31日法律第13号)(抄)

附 則

(税制の抜本的な改革に係る措置)

第百四条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、二千十年代(平成二十二年から平成三十一年までの期間をいう。)の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

2～3 (略)

